

感染症法に基づく 医療機関（訪問看護事業所）との協定について

埼玉県保健医療部感染症対策課

感染症法に基づく医療機関との協定について

令和4年12月に感染症法が改正

【改正の趣旨】

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延に備えるため、国又は都道府県及び関係機関の連携協力による、感染症発生・まん延時における保健・医療提供体制の整備などの措置を講ずる

■ 改正における大きな柱 「1. 予防計画の見直し」

- 県が定める予防計画については、感染症法改正に併せて改正された国の基本指針に即して改正する
- 次の感染症危機に備えるため、保健・医療提供体制に関する記載事項が充実されるとともに、感染症発生・まん延時における医療提供体制の確保等について、数値目標を定める

■ 改正における大きな柱 「2. 医療機関等との協定締結」

(1) 医療措置協定

- 感染症発生・まん延時に医療を提供する体制の確保に必要な措置を迅速かつ適確に講ずるため、平時に医療機関（病院・診療所・薬局・訪問看護事業所）との間で協議を行い、感染症対応に係る協定（①病床の確保、②発熱外来の実施、③**自宅療養者等への医療の提供**、④後方支援、⑤人材派遣）を締結することが法定化された（締結した協定の内容は、県のホームページで公表）
- 協定締結の協議を求められた場合は、協議に応じることが義務付けられた
- 公的医療機関等、地域医療支援病院、特定機能病院については、感染症発生・まん延時に担うべき医療の提供が義務付けられた

(2) 検査等措置協定

- 検査機関及び宿泊施設との間で、検体採取又は検査の実施、宿泊施設の確保などの措置に係る協定をそれぞれ締結することが法定化された

感染症法に基づく医療機関との協定について

■ 医療措置協定と協議の対象者

措置の内容	協議の対象者				
	病院	有床診療所	無床診療所	薬局	訪問看護事業所
病床の確保 (法第36条の2第1項第1号)	○	○			
発熱外来の実施 (法第36条の2第1項第2号)	○	○	○		
自宅療養者等への医療の提供 (法第36条の2第1項第3号)	○	○	○	○	○
後方支援 (法第36条の2第1項第4号)	○	○			
人材派遣 (法第36条の2第1項第5号)	○	○			

○：協定を締結することが想定される項目

…第一種協定指定医療機関

…第二種協定指定医療機関

■ 想定する感染症

- 医療措置協定で**想定する感染症は、感染症法上で規定する「新型インフルエンザ等感染症」、「指定感染症」、「新感染症」となる**
- 医療措置協定の締結に当たっては、これまでの対応の教訓を生かすことができる**新型コロナウイルス感染症への対応を念頭に置く**
- なお、実際に発生及びまん延した感染症が、**事前の想定とは大きく異なる事態となった場合は、その感染症の特性に合わせて協定の内容を見直すなど、実際の状況に応じた機動的な対応を行う**

感染症法に基づく医療機関との協定について

■ 医療措置の内容

(1) 病床の確保

- 感染症患者を入院させ、必要な医療を提供するための病床を確保する
 - 自院の入院患者が感染した場合にのみ対応するための病床確保も可能です

(2) 発熱外来の実施

- 発熱等患者の診療・検査を実施する
 - かかりつけ患者のみの対応も可能です
 - 診療のみの対応も可能です

(3) 自宅療養者等への医療の提供

- 自宅、宿泊療養施設、高齢者施設等での療養者に対し、
 - ・オンライン診療や電話診療、往診などの医療を提供する〔病院・診療所〕
 - ・オンライン服薬指導や訪問しての服薬指導などを実施する〔薬局〕
 - ・訪問看護を実施する〔訪問看護事業所〕
- 自宅、宿泊療養施設、高齢者施設等での療養者に対し、健康観察を実施する
 - かかりつけ患者や嘱託医となっている高齢者施設等の療養者、平時からの利用者のみ対応も可能です
 - 医療の提供のため、健康観察の実施のみの対応は協定の対象外です

(4) 後方支援

- 感染症から回復後に入院が必要な患者の転院を受け入れる
- 病床の確保を担う医療機関に代わって一般患者を受け入れる

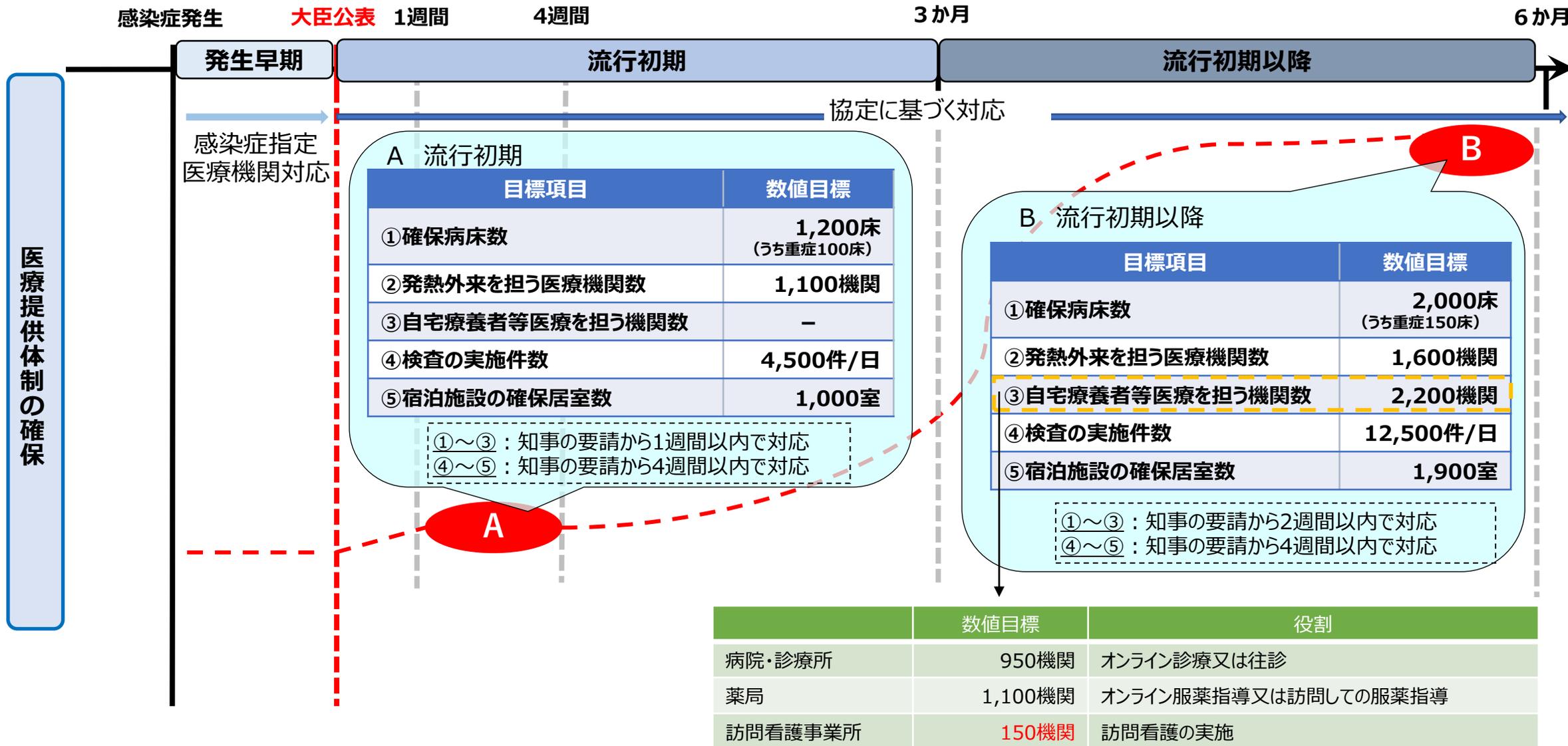
(5) 人材派遣

- 感染症医療担当従事者や感染症予防等業務関係者の派遣を実施する

感染症法に基づく医療機関との協定について

医療措置協定発動のタイミング

※医療措置協定は、大臣公表後に知事が個別の医療機関に、定められた措置内容を実施するよう要請



感染症法に基づく医療機関との協定について

■ 医療措置協定締結に向けた調査の実施

(1) 調査の目的

- 医療措置協定の締結に向け、各医療機関（病院・診療所・薬局・訪問看護事業所）が感染症発生・まん延時に講ずることが可能な措置を把握するために実施

(2) 調査実施期間

- 令和5年11月6日（月）から随時回答受付中

(3) 回答方法

- 埼玉県電子申請・届出サービスから回答
（訪問看護事業所用回答フォーム）



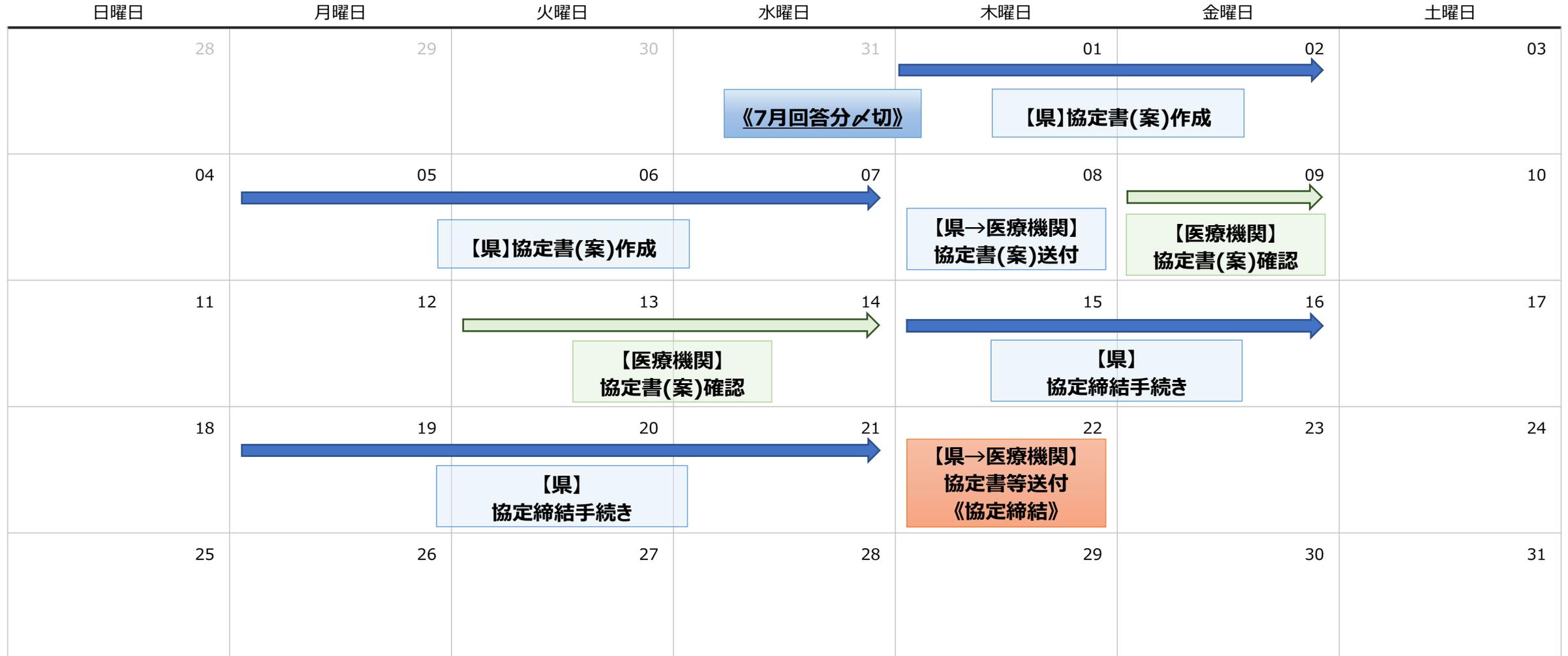
https://apply.e-tumo.jp/pref-saitama-u/offer/offerList_detail?tempSeq=62441

※ 協定締結可能として調査に御回答いただいた場合、回答内容を基に県の方で医療措置協定書の案を作成し、医療措置協定締結に向けた調整をさせていただきます。

医療措置協定締結までの流れ

令和6年7月1日～7月31日に協定締結可能として調査に回答いただいた場合、協定締結は8月下旬予定となります。

《令和6年8月カレンダー》



医療措置協定書の解説（訪問看護事業所）

■ 新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置に関する協定（医療措置協定）書

埼玉県知事（以下「甲」という。）と医療機関^{*1}の管理者（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。なお、当該協定は、これまでの対応の教訓を生かすことができる新型コロナウイルス感染症への対応を念頭に締結するものとする。

*1・・・医療機関名（事業所名）を記載します（法人名ではございません）

（目的）

第1条 この協定は、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症（以下「新型インフルエンザ等感染症等」という。）に係る発生等の公表が行われたときから新型インフルエンザ等感染症等と認められなくなった旨の公表等が行われるまでの間（以下「新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間」という。）に、甲の要請に基づき、乙において、新型インフルエンザ等感染症等に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置を迅速かつ適確に講ずることにより、甲が新型インフルエンザ等感染症等の医療提供体制を確保することを目的とする。

（医療措置実施の要請）

第2条 甲は、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、地域の感染症医療提供体制等を勘案し、必要があると認めるときは、乙に対し、次条に定める医療措置を講ずるよう要請するものとする。

- 医療措置協定に基づき措置を要請する対象となる感染症は、**新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症**です。そのため、**5類感染症である現在の新型コロナウイルス感染症への対応を医療措置協定に基づき要請する訳ではございません。**
- 新型インフルエンザ等感染症等発生公表期間に、知事が感染状況に応じて対応の必要を判断のうえ、医療機関ごとに要請します。

（医療措置の内容）

第3条 乙は、前条の規定による甲からの要請に基づき、自宅療養者等への医療の提供^{*2}及び健康観察^{*3}に係る医療措置を講ずるものとする。

*2・・・医療措置協定を締結する場合、「**訪問看護**」を実施していただきます。

*3・・・可能な場合に自宅療養者等の健康観察（療養者の体温や酸素飽和度、その他健康状態の確認）を実施していただきます。

医療措置協定書の解説（訪問看護事業所）

➤ 第3条（医療措置の内容）の条項に以下の表が記載されます。

対応時期	流行初期期間（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから3か月程度）の対応	
対応の内容①（自宅療養者等への医療の提供）	対応可能なものに「○」が付記されます	訪問看護を実施する （高齢者施設等への対応が可能である） （障害者施設等への対応が可能である）
対応の内容②（健康観察の実施）		健康観察を実施する （高齢者施設等への対応が可能である） （障害者施設等への対応が可能である）
備考*1	対応の内容①及び②について「○」が付記された項目について対応すること。 甲からの要請後、原則1週間以内に対応すること。	

流行初期に対応しない場合は、「○」が付記されません。

対応時期	流行初期期間経過後（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから6か月以内）の対応	
対応の内容①（自宅療養者等への医療の提供）	対応可能なものに「○」が付記されます	訪問看護を実施する （高齢者施設等への対応が可能である） （障害者施設等への対応が可能である）
対応の内容②（健康観察の実施）		健康観察を実施する （高齢者施設等への対応が可能である） （障害者施設等への対応が可能である）
備考*1	対応の内容①及び②について「○」が付記された項目について対応すること。 甲からの要請後、原則2週間以内に対応すること。	

* 1・・・平時の利用者に限った対応である場合、備考欄に「なお、平時の利用者に限る。」と記載します。

医療措置協定書の解説（訪問看護事業所）

（个人防护具の備蓄）*1

第4条 新型インフルエンザ等感染症等に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置を迅速かつ適確に講ずるため、个人防护具は、次のとおり、乙が備蓄する。

（乙における使用量）*2

サージカルマスク	N95マスク（DS2マスクも可）	アイソレーションガウン（プラスチックガウン含む）	フェイスシールド（再利用可能なゴーグルも可）	非滅菌手袋
●●●枚	●●●枚	●●●枚	●●●枚	●●●双
2か月分（以上・未満）	2か月分（以上・未満）	2か月分（以上・未満）	2か月分（以上・未満）	2か月分（以上・未満）

*1・・・个人防护具の備蓄について協定書で定めない場合は、当該条項は記載されません。記載されない場合は、以降の条項で条ずれが生じます。

*2・・・自施設での平均的な使用量を平時から備蓄していただきます。品目ごとに備蓄量とその程度を記載します（備蓄しない品目は空欄）。

- 自施設の平均的な使用量2か月分を備蓄することは推奨されております。
- 个人防护具の備蓄は、物資を購入して保管し、使用期限が来たら廃棄するのではなく、平素から備蓄物資を有効に活用していただく観点から、備蓄物資を順次取り崩して現場で使用する、回転型の備蓄が推奨されております。
- 回転型の備蓄のために、施設内に保管施設を確保することが望ましいですが、施設外の保管施設を利用するなどにより備蓄をすることも可能です。
- 回転型の備蓄以外にも、①物資の取引事業者との供給契約で、取引事業者の保管施設で備蓄を確保する方法や、②物資の取引事業者と提携し、感染症発生時に優先供給をしていただく取り決めをすることで、平時においては物資を購入することなく、備蓄を確保する方法もあります。

医療措置協定書の解説（訪問看護事業所）

（措置に要する費用の負担）

第5条 第3条に基づく措置に要する費用については、埼玉県の予算の範囲内において、甲が乙に補助を行うものとする。なお、その詳細については、新型インフルエンザ等感染症等が発生した際に、その感染症の性状に合わせて定めるものとする。

2 前条に基づく措置に要する費用については、乙が負担する。なお、甲は、国において新型インフルエンザ等感染症等が発生した際にその感染症の性状に合わせて検討される費用に関する補助等が創設された場合は、乙に対して、それに基づき補助等を検討する。

- 第3条（医療措置の内容）の実施に要する費用に係る補助金の詳細については、感染症発生時に国が当該感染症の性状を踏まえて検討することとなります。
- 第4条（个人防护具の備蓄）に要する費用については、医療機関の負担となりますが、感染症発生時に国が个人防护具の備蓄に要する費用に係る補助等を創設した場合は、それに基づき県で補助等を検討します。
- 協定書で个人防护具の備蓄について定めない場合は、上記の第5条第2項は記載されません。

（新型インフルエンザ等感染症等に関する最新の知見についての情報提供等）

第6条 甲は、国から新型インフルエンザ等感染症等に関する対応方法を含めた最新の知見について情報を得た場合は、速やかに乙へ情報提供するものとする。

2 乙は、前項の情報も踏まえ、甲からの第2条の要請に備えて、必要な準備を行うものとする。

3 新型インフルエンザ等感染症等発生・まん延時において、新型インフルエンザ等感染症等の性状のほか、その対応方法を含めた最新の知見の取得状況や、感染症対策物資等の確保の状況などが事前の想定とは大きく異なる事態となった場合は、甲は、協定の内容について機動的に変更する又は状況に応じ柔軟に対応を行うことについて、乙と速やかに協議を行うものとする。

- 実際に発生した感染症が事前の想定と異なる事態となった場合は、協定の内容について見直すなど機動的に対応します。

（協定の有効期間及び変更）

第7条 本協定の有効期間は、締結日から令和9年3月31日までとする。ただし、本協定による有効期間満了の日の30日前までに、甲と乙のいずれからも更新しない旨の申し出がない場合には、同一条件により3年間更新するものとし、その後も同様とする。

2 第3条に定める医療措置の内容その他この協定の内容を変更する場合、甲又は乙の申し出により協議するものとする。

- 有効期間は約3年間で期間満了日の30日前までに両者から更新しない旨の申し出がない場合には、自動更新により3年間延長します。

医療措置協定書の解説（訪問看護事業所）

（協定の措置を講じていないと認められる場合の措置）

第8条 甲は、乙が、正当な理由_{*1}がなく、第3条及び第4条に基づく措置を講じていないと認めるときは、乙に対し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づく措置_{*2}を行うことができるものとする。

- *1・・・①医療機関内の感染拡大等により、医療機関内の人員が縮小している②ウイルスの性状等が協定締結時に想定していたものと大きく異なり、患者一人当たりにより必要となる人員が異なる③感染症以外の自然災害等により、人員や設備が不足している場合など、協定締結時の想定と異なる事情が発生し、協定に沿った対応が困難であることがやむを得ないと県が判断した場合
- *2・・・**協定に基づく措置を講ずるよう勧告、（勧告に従わない場合）指示、（指示に従わない場合）公表**

（協定の実施状況等の報告）

第9条 乙は、甲から本協定に基づく措置の実施の状況及び当該措置に係る当該訪問看護事業所の運営の状況その他の事項について報告の求めがあったときは、速やかに当該事項を報告するものとする。この場合において、電磁的方法（G－M I S等）により報告を行うよう努める。

（平時における準備）

第10条 乙は、第3条の措置を迅速かつ適確に講ずるため、平時（新型インフルエンザ等感染症等の発生前）において、年1回以上、次に掲げる準備を行うよう努めるものとする。

- 一 乙の訪問看護事業所において、最新の科学的知見に基づいた適切な知識を本協定の措置の実施にかかわることが見込まれる医療従事者等が習得することを目的として、研修を実施する、又は、外部の機関が実施する医療機関向け研修に当該医療従事者等を参加させること。
- 二 措置を講ずるに当たっての訓練を、乙の訪問看護事業所において実施する、又は、外部の機関が実施する訓練に本協定の措置の実施にかかわることが見込まれる医療従事者等を参加させること。
- 三 措置を講ずるに当たっての乙の訪問看護事業所における対応の流れを点検すること。

（疑義等の解決）

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議し定めるものとする。